

カーボン・オフセットの情報提供に関する海外事例

英仏政府、および米国 NGO は、2008 年 2 月にカーボン・オフセットに関するガイドラインを公表しており（英国についてはパブリックコメント中）、豪州、米国連邦取引委員会（FTC）においても検討が開始されている。これら既存のガイドラインを参考に、日本におけるカーボン・オフセットの取組に係る情報提供に関連する事項を整理する。

表 1 カーボン・オフセットに関する諸外国の主なガイドライン

	作成機関	ガイドライン名	概要
排出量取引制度導入済み	フランス政府 ¹ エ コ ロ ジ ー・持 続 可 能 開 発 省 及 び 環 境・エ ネ ル ギ ー 管 理 庁 (ADEME)	<i>Charter for voluntary carbon offsetting</i> (2008 年 2 月 公 開)	品質ごとにマークが付与され、オフセットされる排出量の厳格な評価、クレジットの適合性、導入の各段階での透明性の要求、提出した排出削減の優先順位に則った削減がなされているといった、ボランティアな温室効果ガスのオフセットプログラムにおけるベストプラクティスのためのガイドライン。 オフセットに取り組むプロバイダー、事業者が任意に参加するとともに、ADEME 管理の下、各事業者の情報とプロジェクト情報をウェブサイトで公開する。また、定期的にタスクフォースを開催し、一般から指摘された事項の分析を行うとともに、ランダムに検査を実施し開示情報の管理を行う。オフセット実施前の削減努力もウェブサイトでの公開が義務付けられている。算定は、ADEME が提供する排出係数を用いなければならない。
	英国政府 環 境・食 糧・地 域 省 (DEFRA ²)	<i>Draft Code of Best Practice for Carbon Offset Providers</i> (2008 年 2 月 ド ラフト公開。2008 年 3 月 31 日 まで パブリックコメ ント受付)	コードは次の 3 つの目的を目指し策定された。 オフセット商品が環境保全に貢献するという消費者への信頼と十分な説明を提供し、英国のオフセットセクターに向けオフセット商品の品質と望ましい認証の取得を呼びかけるため 認証を受けたオフセット商品の普及により、消費者のオフセット商品の購入意欲とその支出への信頼性を増加させるため 消費者のオフセットと気候変動への理解を促進するため 排出量の算定は、DEFRA が策定した Act on CO2 ウェブサイト上での算定、または 2008 年 2 月に公表された排出係数に基づき算定する。算定方法論については、DEFRA の reporting guidelines、GHG プロトコル、ISO14064 などを推奨している。

¹ フランス環境省、Charter for voluntary carbon offsetting(2008 年 3 月 3 日公開、英語版)
<http://www.compensationco2.fr/servlet/getBin?name=744468E3B474AEB21B41705D8F7D880B1207930374547.pdf>

² 英国政府 DEFRA、Code of best practice for carbon offset providers,
<http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/uk/carbonoffset/codeofpractice.htm>

	作成機関	ガイドライン名	概要
排出量取引制度導入済み	豪州政府	<i>Greenhouse Friendly™ Guidelines</i> ・ オフセットスタンダード（策定中） ・ カーボンニュートラル算定基準（策定中、2008年未完成予定）	京都議定書批准前に策定されたガイドラインであるため CER は想定していない
	米国連邦取引委員会（FTC） ³	<i>Guides for the Use of Environmental Marketing Claims</i> （改定中）	小売業者が環境に優しい商品を宣伝する際の指針である既存のグリーンガイド（環境関連の広告・マーケティングに関するガイド）を見直し、新しい分野であるカーボン・オフセットと再生可能エネルギー証書の問題について 2008年1月より検討を開始した。 2008年1月8日に開催されたカーボン・オフセットと再生可能エネルギー認証に関するワークショップでは、再生可能エネルギーをカーボン・オフセットとみなすことが妥当か、クレジットの重複販売をいかに防止するかといった問題が議論された。
民間	米国 NGO Center for Resource Solutions (CRS)	<i>Green-e Climate Code of Conduct</i> （Appendix B）	オフセット商品へのラベリング認証基準。ラベル認定商品の広告表示、ロゴ使用、支払い方法・価格、算定方法、事後検証等、オフセット商品の販売に関する情報開示を規定している。

1. フランス政府のガイドライン

エコロジー・持続可能開発省や環境・エネルギー管理庁（ADEME）は、2008年2月にカーボン・オフセットのガイドラインである *Charter for Voluntary Carbon Offsetting*（以下、コード）を公表している。

コードは、信頼性のあるボランタリーなオフセットプログラムのフレームワーク構築、消費者に向けたプロジェクト情報の提供、およびオフセットの実施を希望する企業・機関にプロバイダー情報を提供することを目的としている。

コードへの参加は任意であり、参加する企業・プロバイダーは、政府策定のオフセットロゴマークの付与が認められる一方で、削減努力の実施やプロジェクト情報などを ADEME のウェブサイト上で公表することや ADEME が定める排出係数を使用することなどが義務付けられている。

³ Federal Trade Commission <http://www.ftc.gov/bcp/workshops/carbonoffsets/index.shtml>

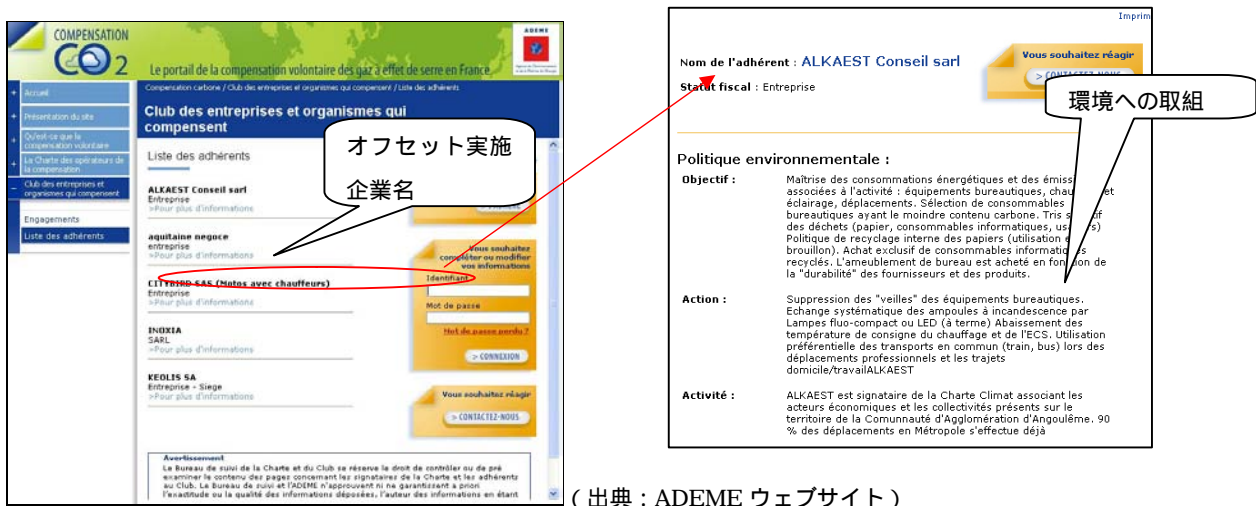


図 1 ADEME のカーボン・オフセット専用ウェブサイト (Compensation CO2)

Article 4 は、コードに署名したプロバイダーの遵守事項として、ADEME が提供する排出係数の使用、広告に排出削減努力の重要性を明記すること、カーボンニュートラルという表現を使用しないことなどを定めている。

Article 5 は、オフセットを実施する企業・機関の義務を定めたものであり、オフセットを実施する企業・機関は、ADEME の提供する排出係数の使用に加えて、環境への取り組み方針、および削減努力を公開しなければならない。

Article 6 は、将来設置される予定のモニタリングオフィス(各省庁の代表者、公的機関、オフセットプロバイダーを除く企業や NGO で構成予定)の役割を明示したものである。モニタリングオフィスは、コードの求めに従い提出された情報を定期的に確認・検証し、義務履行の違反がある場合は、除名措置をとる権利を有する旨が記載されている。

表 2 フランスのボランタリーカーボンオフセットコードの目次

Article 1 コードの目的
Article 2. ボランタリーオフセットの定義
Article 3. コードが対象とするオフセットプロジェクト
Article 4 加盟したカーボンオフセットプロバイダーのベストプラクティスの遵守
Article 5 The Club of Carbon Offset Businesses and Organizations メンバーの義務
Article 6. 本コードのモニタリングオフィスの役割
Appendix 1 オフセットプロバイダーによる情報開示
Appendix 2 The Club of Emission-Offset Businesses and Organization のメンバーによる情報開示
Appendix 3 : 持続可能な開発に関する分析シート
Appendix 4 : なぜコードは CDM/JI 以外のプロジェクトを含むのか？
Appendix 5 Annex 国で実施するプロジェクトのナショナルインベントリとのダブルカウンティングのリスクについての情報

(出典 : Charter for Voluntary Carbon Offsetting)

表 3 ADEME が求める情報開示事項

情報開示の対象	政府に提出する情報	広告表示 (共通)
オフセットプロバイダー (Appendix1)	<ul style="list-style-type: none"> 販売したクレジット量 クレジットの失効処理状況 プロジェクト情報 (タイプ、分野、実施国、概要、開始日、年間排出量、クレジットの種類、第三者認証実施機関名、トン当たりの販売価格) 追加性の証明 (資金的追加性、社会的・文化的バリア分析) モニタリング方法論 検証機関名、UNFCCC の認証の有無、検証頻度、実施期間 PDD のリンク先、検証レポート PDD に記載した事項のうち、クレジットの一貫性、プロジェクトの持続性 持続可能な開発への貢献 (Appendix3) 	<ul style="list-style-type: none"> オフセットの仕組みの説明 (削減努力がまず重要であるという事を顧客向けに明示する) オフセット専用サイトのロゴとウェブリンク先の明示 フランス環境省の指定する排出係数の使用 「カーボンニュートラル」という表現の禁止
オフセットに参加する企業・機関 (Appendix2)	<ul style="list-style-type: none"> 環境方針 (オフセットの目的、削減努力の実施状況、オフセット実施対象の説明、オフセットする割合、広告) クレジットの説明 (タイプ、実施国、概要、プロジェクト概要、実施期間、年間排出量、クレジットの種類、認証機関名) 追加性の証明 (資金的追加性、社会的・文化的バリア分析) PDD に記載した事項のうち、クレジットの一貫性、プロジェクトの持続性 モニタリング方法論 検証機関名、UNFCCC の認証の有無、検証頻度、実施期間 PDD のリンク先、検証レポート 持続可能な開発への貢献 (Appendix3) 	

2. イギリス政府のガイドライン

イギリス環境食料農村地域省（DEFRA）は、2008年2月にカーボン・オフセットのガイドライン(案)である *Draft Code of Best Practice for Carbon Offset Providers*(以下、コード(案))を公表している。

コード(案)は、英国のオフセット市場の品質の確保と望ましい認証の取得を呼びかけ、消費者のカーボン・オフセットと気候変動への理解促進を目的に策定されたものであり、オフセット商品を販売するプロバイダー(国内外問わず)の品質マークの取得プロセス(取得は任意)を規定している(2008年3月31日までパブリックコメント受付)。

プロバイダーは、認証費用を負担し認証を得ることで、消費者に向けて環境保全に貢献する商品であることを信頼性をもって主張できる一方で、オフセットの仕組みや削減努力の重要性といった事項を広告に記載し、クレジットは期限内に取得しなければならない。また、第三者認定を実施した機関は、年次報告書で認証商品情報を公開しなければならない。

表 4 コードの記載事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 認定プロセス(3章)・ 排出量の算定(4章)・ 環境保全(5章)・ 消費者への情報提供(6章)・ 品質マーク(7章)・ 認証機関の役割(8章) |
|--|

(出典：*Draft Code of Best Practice for Carbon Offset Providers*)

5章は、環境保全効果を保証するクレジットは京都クレジットに限定すること、また6ヶ月以内にクレジットを取得し取消口座に移転することが規定されている(植林クレジットについては検討中)。

6章では、消費者への情報提供事項としてオフセットの仕組みの説明が重要であることに加え、価格やトン数といった価格の透明性の確保、販売後の情報開示方法(書面又はe-mail)とその期限(6ヶ月以内にクレジットを取得)について規定されている。

7章は、認証を申請するプロバイダーが提出するエビデンス(ラベルに記載する広告サンプルとライセンス契約書)と品質マークは商標権があるため誤用は法に抵触する旨が記載されている。

8章は、認証機関の役割として、ウェブ上での申請・情報更新が可能であり、オフセットを実施した産業に関する年次報告書をDEFRAに提出する事が規定されている。

3 . アメリカ政府のガイドライン

カーボン・オフセット型の商品・サービス等が広く普及している米国では、他方でカーボン・オフセット型の商品・サービスの販売に際する課題が指摘され始めている。米連邦取引委員会（FTC）は、2008年1月よりカーボン・オフセットとグリーン電力証書に関するワークショップを開催し、両商品・サービスの問題点に焦点を当て、討議を行っている。カリフォルニア州等などは、消費者に誤解を与えるような広告や販売が行われているのではないかという懸念から、FTC に対し、既存のマーケティングガイドラインをカーボン・オフセット型の商品・サービスの販売等に適用するよう書簡⁴を提出していることから、日本においても同様の問題点が指摘されることが憂慮される。

4 . Green-e Climate 認証ガイドライン

これまで再生可能エネルギー証書（REC）の認証を実施してきた米国の NGO である Center for Resource Solutions（CRS）は、2008年2月より Green-e Climate 認証と称するオフセット商品へのラベリング認証基準（表5 Appendix B）を公表している。CRS が公表したカーボン・オフセットに関連する認定基準を表5に示す。グリーン電力証書のCO2換算については、Appendix E で規定されている。

表 5 Green-e Climate 認証ガイドライン一覧

文書名称	概要
Green-e Climate Logo Use Agreement	認証ロゴ使用契約
Appendix A: The Green-e Climate Application Form	商品情報等を記載する申請書
Appendix B: Green-e Climate Code of Conduct (2008年2月公表)	認証カテゴリー、消費者への情報開示、認証・検証プロセス等の基準 (図2)
Appendix C: Green-e Climate Certification Fee Schedule	認証費用
Appendix D: Green-e Climate Standard (2007年6月19日)	クレジット認証機関の認証 (図2)
Appendix E: The Green-e Climate Protocol for Renewable Energy Version 1.0 (2007年10月18日)	再生可能エネルギー認証基準 グリーン電力のCO2換算含む
Appendix F: The Green-e Climate Protocol for Renewable Energy Program Rules	Green-e Climate 認証の要求事項の整理

(出典：CRS ウェブサイト)

オフセット商品の認証は、図2に示す商品の開発から販売までの流れに沿って表5に示すガイドラインに基づき審査される。認証の流れは、プロジェクト認証機関・プログラ

⁴ http://ag.ca.gov/cms_attachments/press/pdfs/n1520_carbon_offset_letter.pdf

ム自体を認証する Green-e Climate 認証基準による審査、 オフセット商品の認証、 販売後の商品広告の確認の 3 つのステップを経る。

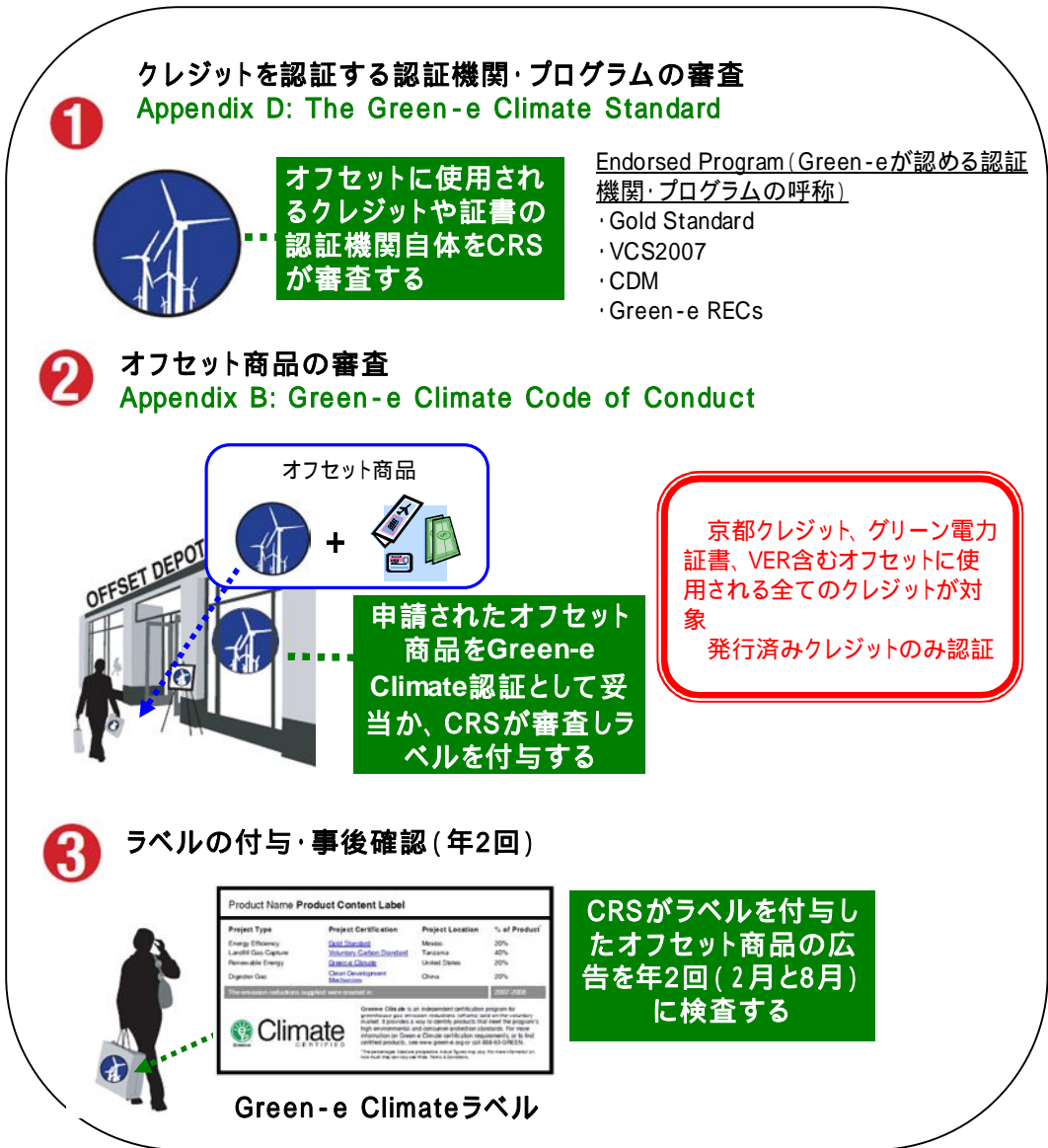


図 2 Green-e Climate 認証の手順

Green-e のオフセット商品のラベリング基準では、販売方法別にラベルに記載する情報を次のとおり義務付けている。

表 6 Green-e が求める販売方法ごとに必要な情報開示方法

Green-e Climate 認証 V. Consumer Disclosure Requirements				
販売方法	ラベリング	プロジェクトリスト	価格、TOR	販売者の連絡先 (電話番号)
インターネット (Seller)	要	要	要	要
インターネット (Third Party Distributor)	要	インターネット上 で要公開	要	要
相対取引	要	インターネット上 で要公開	要	要
小売 (会議、イベント含)	要	インターネット上 で要公開	要	要

出典：Green-e Climate Code of Conduct Appendix B. p5 'V. Consumer Disclosure Requirements'.

また、消費者への情報提供事項として、次に示す事項の表示が義務付けられている。

(a) 一般的な表記方法

広告は、誇大広告や販売しないプロジェクトの写真の掲載は避け、認証済み商品とそうでないものが明確に分かるように表示する。

(b) プロジェクトリスト

販売方法如何に関わらず、Green-e 認証ではインターネット上で随時次に示すプロジェクト情報の更新を義務付けている。

- ・ プロジェクト名
- ・ プロジェクトタイプ
- ・ プロジェクト実施国
- ・ プロジェクト開始日
- ・ 認証プログラム名とリンク先 (例：VCS へのウェブリンク)
- ・ 追加性テスト審査済みである事 (Green-e によるテスト)
- ・ プロジェクト概要 (任意)

(c) 価格、TOR

TOR や販売価格は、最低限次の事項を記載しなければならない。国や州の定めるガイドラインに従う場合は、そのガイドライン名と Green-e Climate 認証の要求事項を満たす旨についても記載しなければならない。

- ・ 購入者が誰から商品を購入し誰と契約したか分かるよう、販売社名 (又はプロバイダー名、子会社の場合は子会社名)

- ・ カスタマーサービスの連絡先、請求書送付先、e-mail、インターネットリンク先
- ・ 固定費、変動費、課税の内訳
- ・ 購入者への支払い請求方法
- ・ その他購入者が求める情報
- ・ GHG 排出削減、オフセットに関する説明：寄付や将来実施される事業への投資ではなく、環境関連のコモディティであり、認証を受けたプロジェクトである旨を記載。
- ・ ラベルの示す内容の説明：オフセットに使用するクレジットが複数のプロジェクトからもたらされたものであるといった表示の説明。

(d) 広告

媒体別に記載すべき情報は、事前に Green-e による確認や電話、ファックスでの質問を受け付ける。媒体は、インターネット、TV・ラジオ、バナー広告などに分類され、最低限必要な記載事項を整理している。

(e) 販売者・コールセンターガイドライン

商品販売者のコールセンターの役割について、価格やラベル、企業情報、プロジェクトや製品認証に関する説明事項を規定しており、特に Green-e 認証は何かという説明の仕方について明確に記載されている。

(f) 広告のレビュー

広告は年 2 回（2 月と 8 月）広告に表示された内容と販売されたものに差がないか検査され、見直しが必要な場合は通知後 30 日以内に修正、又は Green-e ロゴの使用停止が求められる。

(g) 事後的な情報開示

クレジット量と実際に販売された量に 20 以上の誤差⁵がある場合は、消費者への説明とラベルの書換が求められ、40%以上の誤差がある場合は、消費者が求める場合は返金しなければならない。

(h) 審査機関 3 ヶ月

Green-e 認証を得るには、申請者のウェブサイトの表記事項の確認、販売した商品の報告、Green-e スタッフによる電話での問い合わせに的確に答えられるかといった事項が申請後 3 ヶ月間確認される。

⁵例えば、クレジットのうち、40%はメキシコのエネルギー効率向上事業（Gold Standard 認証取得）と表示されている場合、20%の誤差である 32%～48%は同プロジェクトからもたらされなければならない。計算式は、 $40\% \pm (0.2 * 40\%)$ 。Green-e Climate Code of Conduct Appendix B., p.15 'J. Historical Disclosure'

(i) 義務違反

Green-e の要求事項を満たさないことが判明した場合は、改善指示が示され、広告の印刷前に Green-e スタッフが確認をする。

(出典：Appendix B)

5. 諸外国の主なガイドラインの整理

英仏政府および米国 NGO が策定したガイドラインの主たる事項の比較について、表 7 に整理した。

表 7 ガイドライン別の情報開示事項の整理

事項	英国	フランス	Green-e
ガイドライン策定機関	政府	政府	民間
ガイドラインの対象	プロバイダー	プロバイダー オフセット実施企業・機関	オフセット商品
参加	任意	任意	任意
対象クレジット	京都クレジット	京都クレジット 国内 VER	制限なし
商品販売後のクレジット 調達期限	オフセット商品販売後 6ヶ月以内	期限なし	現物のみ
情報提供の方法	DEFRA と認定機関のウェブ上で認定機関の年次報告書を公開	ADEME のウェブサイト上	CRS のウェブサイト上
オフセットの対象となる 排出量の算定方法	Act on CO2(個人向けフットプリント算定)/DEFRA の排出係数(2008年2月公開)を推奨	ADEME (Bilan Carbon) 提供の排出係数の使用を義務付け	USEPA/GHG プロトコルなどを推奨 REC は、地域の排出係数に基づき CO2換算
オフセットに用いられる クレジットの価格表示	トン当たり/販売価格/取得金額合計/サービス全体の合計など(案)	トン当たりの販売価格 (プロバイダーの義務)	固定費・変動費・課税の内訳
オフセット実施前の排出削減努力	プロバイダーによるフットプリント削減の重要性の説明	オフセット実施前の削減努力のウェブ公開 (実施企業・機関の義務)	なし
消費者向け情報提供義務 (広告)	オフセット商品の広告にオフセットの仕組みの説明を記載	上記に同じ	プロジェクトリスト 価格・TOR 販売者連絡先
オフセット割合の表示	販売量か価格か未定 (パブコメ中)	ウェブ上で企業ごとに公開	ラベルに使用したクレジットと割合を記載

事項	英国	フランス	Green-e
プロバイダーの情報提供義務	認定済みオフセット量 移転証明番号 販売日、クレジット取得日、取消し日 政府認定の排出係数に基づく算定根拠 消費者への情報開示 適切な品質マークの使用	販売したクレジット量 クレジットの失効処理状況 プロジェクト情報 追加性の証明（資金的追加性、社会・文化バリア分析） モニタリング方法論 検証機関名 UNFCCC の認証の有無 検証頻度・実施期間 PDD のリンク先 検証レポート 持続可能な開発への貢献	商品認定のため該当なし
オフセット実施者の情報提供義務		環境方針（オフセットの目的、削減努力の実施状況、オフセット実施対象の説明、オフセットする割合、広告） クレジットの説明 追加性の証明（資金的追加性、社会・文化バリア分析） PDD に記載した事項のうち、クレジットの一貫性、プロジェクトの持続性 モニタリング方法論 検証機関名 UNFCCC の認証の有無 検証頻度・実施期間 PDD のリンク先 検証レポート 持続可能な開発への貢献	プロジェクト名 プロジェクトタイプ プロジェクト実施国 プロジェクト開始日 認証プログラム名とリンク先 追加性テスト審査済み証明（Green-e によるテスト） プロジェクト概要（任意）
事後報告	認定機関による事後検証	未定	上記情報のウェブ上での随時更新
事後審査の期間	年 1 回申請者自身が更新	未定	年 2 回 CRS が検査
審査機関	第三者認定機関	モニタリングオフィス（設置予定）	Green-e 運営委員会

以上